（表示）

第二十二条　法第十三条第一項（子供用特定製品の場合にあつては、同項及び同条第三項）の主務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。

一　別表第五第五号、第六号及び第十号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第六に定める様式の表示

二　（略）

三　別表第五第十三号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第八に定める様式の表示

四　別表第五第三号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第九に定める様式の表示

（帳簿）

第二十一条　法第二十八条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第六条第三号の主務省令で定める型式の区分

四～七　（略）

２・３　（略）

（旅費の額）

第三十五条　令第十一条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

別表第１（第３条第１項、第５条、第14条第１項関係）

特定製品の区分	技術上の基準
２．（略）	（略）
３．乳幼児用ベッド	１～19　（略） 20　届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 (2)　削除
４．～12．（略）	（略）

（表示）

第二十二条　法第十三条の主務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。

一　別表第五第三号、第五号、第六号及び第十号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第六に定める様式の表示

二　（略）

（新設）

（新設）

（帳簿）

第二十一条　法第二十八条の主務省令で定める事項は次のとおりとする。

一・二　（略）

三　適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第六条第一号の主務省令で定める型式の区分

四～七　（略）

２・３　（略）

（旅費の額）

第三十五条　令第九条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

別表第１（第３条、第５条、第14条第１項関係）

特定製品の区分	技術上の基準
２．（略）	（略）
３．乳幼児用ベッド	１～19　（略） 20(1)　届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 (2)　安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。
４．～12．（略）	（略）